


所管部課	企画財政部 企画課	部長	田代雄己		
件名	東大和市事務決裁規程の一部を改正する訓令について				
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市支出負担行為手続規程			
	部課機関	市民部保険年金課、福祉部高齢介護課			
<p>1. 要旨</p> <p>負担金、補助及び交付金の支払いに関して、1件1,000万円以上の支出負担行為の決定を行う際の会計管理者への協議を適用除外とする規定及び支出負担行為を主管課長決裁とする規定について、以下の理由から改正の必要が生じたことから本規程の一部改正を行うものである。</p> <p>① 平成30年4月から国民健康保険制度が改正され、財政運営の責任主体が都道府県に広域化されることにより、社会保険診療報酬支払基金に対する「後期高齢者支援金等、介護納付金、共同事業拠出金」の納付から、東京都に対する「国民健康保険事業費納付金」の納付に変更するため。</p> <p>② 介護保険事業における地域支援事業費並びに福祉用具購入費及び住宅改修費（償還払いによる保険給付費）について、他の保険給付費と同様に支出負担行為ができるようにするため。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>支出負担行為・支出命令関係決裁区分を定めた別表第2の備考3の項第6号（1件1,000万円以上の支出負担行為の決定を行う際の会計管理者への協議を適用除外とする規定）及び備考14の項（支出負担行為を主管課長決裁とする規定）を次のとおり改正する。</p> <p>負担金、補助及び交付金について、国民健康保険事業に係る「後期高齢者支援金等、介護納付金、共同事業拠出金」を「国民健康保険事業費納付金」に改め、介護保険事業に係る「地域支援事業費」を追加し、「（福祉用具購入費及び住宅改修費を除く。）」を削除する。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>平成30年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>国民健康保険事業及び介護保険事業における負担金等の支払い事務に迅速に対応することが可能となる。</p>					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
文書課による事前審査済み。					
3. 留意事項（問題点等）					
特になし。					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
庁議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。